

第二種奨学金貸与月額変更願(届)(減額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金の貸与月額を下記のとおり減額することを願ひ出ます。
つきましては、返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容から、貸与月額の減額に係る一切の債務に関しても、
確認書並びに返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

奨学生番号				学籍番号	提出日	西暦	年	月	日
8	1	0			生年月日	西暦	年	月	日
大学(院)		学部	学科(科)	年次	フリガナ				
短期大学									
学校		課程	研究科	学年	氏名(自署)	印			

(1) 月額変更

・太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出すること。

希望する減額始期	西暦	2	0	1	年		月	から	「希望する減額始期」については、本願(届)を学校へ提出した月の属する年度の4月(当該年度採用者で貸与開始月が5月以降の場合は、貸与開始月)から学校に提出した月の間で本人が希望する月を記入してください。				
従前の奨学金月額		0	0	0	0	円	希望する奨学金月額(注1)			0	0	0	0
変更する理由													

(注1) 採用年度及び在学する課程により変更可能な月額が異なるので、裏面「1. 第二種奨学金の変更可能月額一覧表」を参照してください。

(以下は本人が未成年者の場合のみ記入してください。)

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は後見人	住所	電話番号
	(親権者・後見人) 氏名	(昭和・平成) 生年月日 年 月 日
親権者	住所	電話番号
	(親権者) 氏名	(昭和・平成) 生年月日 年 月 日

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署・押印してください。

親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは一人)です。後見人がいる場合は、後見人が自署・押印してください。

●学校記入欄(必須)

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 年 月 日

学校名
学校長

(関係部課長)

職印

返還誓約書機構提出 (を記入)

済 未

学校番号	区分	電話番号(担当者名)
.....

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報(「延滞情報」(延滞額・延滞開始年・延滞月数等)を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が必要に応じて提供されます。なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が(財)日本国際教育支援協会に提供されます。

1. 第二種奨学金の変更可能月額一覧表

(大学院以外)

貸与月額	30,000円	50,000円	80,000円	100,000円	120,000円
------	---------	---------	---------	----------	----------

私立大学の医・歯学課程及び薬学・獣医学課程の場合は、下記貸与月額への変更も可能

私立大学増額貸与 医・歯学課程	160,000円	貸与月額最高額(120,000円) + 増額(40,000円)
私立大学増額貸与 薬学・獣医学課程	140,000円	貸与月額最高額(120,000円) + 増額(20,000円)

(大学院)

貸与月額	50,000円	80,000円	100,000円	130,000円	150,000円
------	---------	---------	----------	----------	----------

法科大学院の場合は、下記貸与月額への変更も可能

法科大学院 増額貸与	190,000円	貸与月額最高額(150,000円) + 増額(40,000円)
	220,000円	貸与月額最高額(150,000円) + 増額(70,000円)

2. 利率の算定方法

平成19年度以降、第二種奨学金の貸与を受ける者の利便性をさらに高めるため、第二種奨学金の利率の算定方法として、①利率固定方式又は②利率見直し方式のうち、いずれか一方を選択する利率算定方法選択制が導入されました。

●「利率固定方式」と「利率見直し方式」について(①②よりいずれか一方を選択します。)

〔①「利率固定方式」〕

貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金(以下、「財投」という。)の利率が返還完了まで適用されます。

(貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券(以下、「債券」という。)を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。)

将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

〔②「利率見直し方式」〕

貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと(返還の期限を猶予されている期間を除く。)に各時点の財投の利率が適用されます。

(貸与終了時及び利率見直し時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。)

将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。

一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

(参考) 年利率

●貸与月額(基本月額)……………上限3.0%(利率は変更されることがあります。)

●貸与月額を超える増額部分

採用時に適用される独立行政法人日本学生支援機構業務方法書第6条第2項により定められます。業務方法書は採用時に交付の「奨学生のしおり」に記載されています。

また、平成21年7月6日付で変更された最新版については、本機構ホームページより閲覧できます。

<http://www.jasso.go.jp/jigyoukeikaku/documents/gyoumuhouhouhouyo.pdf>